

## 第4章 合併協議に関する疑問にお答え します

- Q 1 県内ではいくつの法定合併協議会が設置されたのですか？ …… 100
- Q 2 合併協議を開始するきっかけはどのようなものがありますか？ …… 102
- Q 3 法定合併協議会での協議にはどのくらいの時間がかかるのですか？ …… 104
- Q 4 なぜ、本県の法定合併協議会設置期間は全国平均と比較して短いのですか？ …… 105
- Q 5 任意合併協議会と法定合併協議会では協議内容が重複するので、任意合併協議会の設置は無駄ではありませんか？ …… 107
- Q 6 法定合併協議会の委員にはどのような人がなっているのですか？ …… 108
- Q 7 法定合併協議会の下部組織にはどのようなものがあるのでしょうか？ …… 111
- Q 8 法定合併協議会では具体的にどのようなことを協議するのですか？ …… 112
- Q 9 合併後の新市町の名称はどのように決定するのですか？ …… 115
- Q10 合併後の新市町の事務所の位置はどのように決定するのですか？ …… 119
- Q11 合併について住民にどのように説明するのですか？ …… 122
- Q12 法定合併協議会では住民に対してどのように情報提供を行うのですか？ …… 128
- Q13 合併するためには住民投票を行う必要はあるのですか？ …… 129
- Q14 法定合併協議会では、合併後の新市町のことをどこまで協議し、合併協定書に盛り込むことができるのですか？ …… 132

## 第4章 合併協議に関する疑問にお答えします

Q1 県内ではいくつの法定合併協議会が設置されたのですか？

A 合併旧法下、県内では33の法定合併協議会が設置されました。このうち、14協議会で合併に至っています。

資料1 法定合併協議会設置状況（合併に至ったもの）

合併協議会の名称	構成市町村	設置 年月日	廃止 年月日	設置 期間
浦和市・大宮市・与野市合併協議会	浦和市・大宮市・与野市	H12. 4. 29	H13. 4. 30	12月
飯能市・名栗村合併協議会	飯能市・名栗村	H15. 7. 1	H16. 12. 31	18月
さいたま市・岩槻市合併協議会	さいたま市・岩槻市	H16. 6. 25	H17. 3. 31	9月
秩父合併協議会	秩父市・吉田町・大滝村・荒川村	H16. 4. 6	H17. 3. 31	12月
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	熊谷市・大里町・妻沼町	H16. 6. 1	H17. 9. 30	16月
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	鴻巣市・川里町・吹上町	H16. 7. 15	H17. 9. 30	15月
春日部市・庄和町合併協議会	春日部市・庄和町	H16. 11. 8	H17. 3. 31	5月
上福岡市・大井町合併協議会	上福岡市・大井町	H16. 11. 1	H17. 3. 31	5月
小鹿野・両神合併協議会	小鹿野町・両神村	H16. 5. 1	H17. 9. 30	17月
行田市・南河原村合併協議会	行田市・南河原村	H16. 8. 1	H17. 12. 31	17月
深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	深谷市・岡部町・川本町・花園町	H16. 12. 1	H17. 12. 31	13月
神川町・神泉村合併協議会	神川町・神泉村	H16. 12. 1	H17. 12. 31	13月
本庄市・児玉町合併協議会	本庄市・児玉町	H17. 1. 20	H18. 1. 9	12月
都幾川村・玉川村合併協議会	都幾川村・玉川村	H16. 11. 1	H18. 1. 31	15月

法定合併協議会設置状況（合併に至らなかったもの）

名 称	構成市町村	設 置 年月日	廃 止 年月日	設置 期間
皆野町・長瀨町合併協議会	皆野町・長瀨町	H16.10.19	H17.3.31	5月
蓮田市・白岡町・菖蒲町合併協議会	蓮田市・白岡町・菖蒲町	H15.7.1	H17.3.31	21月
狭山市・入間市合併協議会	狭山市・入間市	H16.2.1	H17.3.15	14月
北川辺町・大利根町・栗橋町合併協議会	北川辺町・大利根町・栗橋町	H15.12.26	H16.12.31	12月
久喜市・幸手市・鷲宮町合併協議会 (幸手市はH15.12.25加入)	久喜市・幸手市・鷲宮町	H15.4.1	H16.11.30	20月
東松山市・吉見町合併協議会	東松山市・吉見町	H15.12.1	H16.10.31	11月
加須市・騎西町合併協議会	加須市・騎西町	H15.4.1	H16.10.31	19月
春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町 合併協議会	春日部市・宮代町・杉戸町・ 庄和町	H15.4.1	H16.9.30	18月
川口市・蕨市・鳩ヶ谷市合併協議会	川口市・蕨市・鳩ヶ谷市	H15.12.22	H16.9.30	9月
吉川市・松伏町合併協議会	吉川市・松伏町	H15.6.20	H16.9.30	15月
比企地域3町3村合併協議会	滑川町・嵐山町・小川町・都幾川 村・玉川村・東秩父村	H15.12.1	H16.8.31	9月
児玉地域合併協議会	本庄市・美里町・児玉町・神川町・ 神泉村・上里町	H15.4.1	H16.6.21	15月
熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合 併協議会	熊谷市・大里町・江南町・妻沼町	H15.4.1	H16.5.31	14月
深谷市・岡部町・川本町・花園町・ 寄居町合併協議会	深谷市・岡部町・川本町・花園町・ 寄居町	H15.4.1	H16.5.20	14月
深谷市・岡部町・川本町合併協議会	深谷市・岡部町・川本町	H16.8.23	H17.12.31※	16月
秩父地域合併協議会	秩父市・横瀬町・吉田町・小鹿野 町・両神村・大滝村・荒川村	H15.10.1	H16.4.7	6月
行田市・羽生市・吹上町・南河原村 合併協議会	行田市・羽生市・吹上町・南河原 村	H15.8.1	H16.3.31	8月
幸手市・五霞町合併協議会	幸手市・五霞町	H15.4.1	H16.1.31	10月
富士見市・上福岡市・大井町・三芳 町合併協議会	富士見市・上福岡市・大井町・三 芳町	H12.4.1	H15.12.25	45月
朝霞市・志木市・和光市・新座市合 併協議会	朝霞市・志木市・和光市・新座市	H13.4.1	H15.6.30	27月

※ H16.12.24 休止

## Q2 合併協議を開始するきっかけはどのようなものがありますか？

A 合併協議を開始するに当たっては、特段決まった手続というものはありません。合併関係市町村のいずれかの首長が他の首長に申し入れを行うケースや、首長同士の話し合いによるケースなど様々です。

埼玉県市町村合併研究会に参加している市町（以下、この章で「合併市町」という。）では、次のように協議を開始しました。

### 資料2 合併市町における合併協議開始のきっかけ

市町名	合併協議を開始したきっかけ
飯能市	H14. 11. 22 名栗村から飯能市へ合併研究会設置についての依頼文書提出
秩父市	秩父市、横瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村で構成していた「秩父地域合併協議会」の廃止後、口頭での申し入れ
熊谷市	申し入れなし（H15. 1. 30 熊谷市長が大里町長、江南町長、妻沼町長を訪問し合併を呼びかけ）
鴻巣市	H16. 5. 25 吹上町長から鴻巣市長及び川里町長に対し、文書で合併協議会設置の申し入れ
春日部市	春日部市、宮代町、杉戸町及び庄和町での合併協議の過程で住民投票を実施し、宮代町で反対多数となり、合併協議を見送った。その後、H16. 8. 11 庄和町長から杉戸町長に対し、春日部市、杉戸町及び庄和町による1市2町合併を要請。H16. 9. 3 春日部市長から杉戸町長及び庄和町長に対し1市2町による合併を要請。
ふじみ野市	H16. 2. 19 上福岡市長から大井町長に対し口頭による申し入れ H16. 4. 15 上福岡市長から大井町長に対し文書で任意合併協議会設置の申し入れ
小鹿野町	小鹿野町で住民投票を実施した結果「両神村との合併に賛成」が多数を占めた。その後、小鹿野町長から両神村長に対し、合併に関する意向確認を文書で行った。
行田市	H16. 5. 10 南河原村長と議長が1市1町の枠組みでの合併協議を望む要望書提出
深谷市	H16. 3. 25 岡部町議会から深谷市及び深谷市議会に対し、1市1町での合併を文書で申し入れ H16. 4. 13 川本町及び川本町議会から深谷市及び深谷市議会に対し、合併を文書で申し入れ H16. 11. 16 花園町及び花園町議会から1市2町及び各市・町議会に対し、合併協議参加を申し入れ
神川町	申し入れなし（6市町村・3町村の合併協議を経て、地域的な結びつきから神川町・神泉村の合併協議に至った。）
本庄市	H17. 1. 13 児玉町長、児玉町議会議長から本庄市に対し合併協議について文書で申し入れ
ときがわ町	「比企地域3町3村合併協議会」廃止後、口頭での申し入れ

## (参考) 住民発議による法定合併協議会の設置

法定合併協議会は、首長や議会議員の主導により設置される場合の他に、住民の発意によって設置される場合もあります。

具体的には、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署をもって、その市町村の長に対して、合併協議会の設置を請求することができるというものです。また、全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならないとされています。

本県では、富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会（平成15年12月25日解散）及び朝霞市・志木市・和光市・新座市合併協議会（同年6月30日解散）が住民発議により設置されました。

平成11年3月、(社)東入間青年会議所(東入間JC)は、住民発議による合併協議会設置請求を行うことを公表し、同年6月30日に署名活動を終了しました。

同年8月2日、各市町の設置請求代表者は、2市2町の長に対し、合併協議会設置請求書・署名収集証明書・署名簿を添えて、住民発議による合併協議会の設置請求を行いました。有効総数は2市2町合計で21,289人(有権者に対する割合は11.3%)であり、必要署名数である3,767人を大きく上回りました。

	選挙人名簿登録者数 (平成11年6月2日現在)	必要署名数 (有権者の1/50)	署名総数	有効総数	有権者に対する割合
富士見市	80,001人	1,601人	9,511人	8,129人	10.2%
上福岡市	45,315人	907人	7,138人	6,214人	13.7%
大井町	34,604人	693人	4,429人	3,870人	11.2%
三芳町	28,287人	566人	3,527人	3,076人	10.9%
合計	188,207人	3,767人	24,605人	21,289人	11.3%

これを受け、同年12月、三芳町(8日)、大井町(10日)、富士見市(17日)、上福岡市(17日)の各市町議会において、合併協議会設置が可決され、平成12年4月1日、富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会が設置されました。

「合併協議の記録」(平成15年12月 富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会)を基に作成

### Q3 法定合併協議会での協議にはどのくらいの時間がかかるのですか？

A 資料1のとおり、県内で合併に至った14協議会の平均設置期間は12.7月です。一方、全国平均は「市町村合併法定協議会運営マニュアル」によると、20.2月です。また、資料3のとおり、合併市町における法定合併協議会の平均開催回数は8.6回です。（合併協議会での協議状況の詳細は「資料編」第2章参照）

### 資料3 合併市町における合併協議会での協議状況

	鴻巣市・川里町・吹上町	小鹿野・両神	神川町・神泉村	飯能市・名栗村	都幾川村・玉川村	秩 父
第1回	H16. 7. 26	H16. 5. 6	H16. 12. 7	H15. 7. 8	H16. 11. 12	H16. 4. 6
第2回	H16. 8. 30	H16. 6. 8	H16. 12. 17	H15. 8. 7	H16. 11. 24	H16. 4. 28
第3回	H16. 9. 28	H16. 7. 2	H16. 12. 24	H15. 10. 28	H16. 12. 13	H16. 5. 19
第4回	H16. 11. 1	H16. 8. 5	H17. 1. 12	H15. 11. 17	H16. 12. 21	H16. 6. 4
第5回	H16. 11. 20	H16. 8. 31	H17. 2. 16	H16. 1. 20	H17. 1. 26	H16. 6. 29
第6回	H16. 11. 30	H16. 9. 24	H17. 2. 28	H16. 2. 12	H17. 2. 24	H16. 12. 1
第7回	H16. 12. 12	H16. 10. 27	H17. 3. 24	H16. 3. 30	H17. 5. 27	H17. 2. 10
第8回	H16. 12. 22	H16. 11. 30	H17. 5. 31	H16. 5. 17	H17. 10. 27	H17. 3. 23
第9回	H17. 1. 13	H16. 12. 20	H17. 7. 28	H16. 11. 26	H17. 12. 2	-
第10回	H17. 1. 24	H17. 1. 13	H17. 9. 27	-	-	-
第11回	H17. 3. 23	H17. 2. 2	H17. 11. 29	-	-	-
第12回	H17. 5. 17	H17. 4. 26	-	-	-	-
第13回	H17. 7. 11	H17. 8. 26	-	-	-	-
開催回数	13回	13回	11回	9回	9回	8回

	行田市・南河原村	本庄市・児玉町	春日部市・庄和町	熊谷市・大里町・妻沼町	上福岡市・大井町	深谷市・岡部町・川本町・花園町
第1回	H16. 8. 26	H17. 1. 24	H16. 11. 22	H16. 6. 25	H16. 11. 15	H16. 12. 12
第2回	H16. 9. 27	H17. 1. 28	H16. 12. 6	H16. 7. 16	H16. 12. 1	H17. 1. 12
第3回	H16. 10. 21	H17. 2. 4	H16. 12. 20	H16. 8. 6	H16. 12. 20	H17. 1. 26
第4回	H16. 11. 12	H17. 3. 3	H17. 1. 7	H16. 9. 3	H17. 1. 12	H17. 2. 17
第5回	H16. 11. 25	H17. 3. 21	H17. 1. 17	H16. 9. 29	H17. 1. 26	H17. 3. 30
第6回	H16. 12. 24	H17. 6. 13	H17. 2. 6	H16. 11. 11	H17. 3. 4	-
第7回	H17. 2. 1	H17. 9. 2	H17. 3. 7	-	-	-
第8回	H17. 10. 28	H17. 12. 12	-	-	-	-
開催回数	8回	8回	7回	6回	6回	5回



#### Q4 なぜ、本県の法定合併協議会設置期間は全国平均と比較して短いのですか？

A 本県の法定合併協議会設置期間が全国平均より短い理由については様々なことが考えられますが、大きな要因として、合併に至った法定合併協議会での協議の前にも合併協議が行われていたことが挙げられます。

資料4のとおり、14団体中11団体が法定合併協議会の解散を経験しています。これらの団体では、枠組みを替えて新たに法定合併協議会を設置し、合併に至っているため、解散した法定合併協議会での協議内容を踏襲することができた、言い換えれば、協議を行う基礎が整っていたとすることができます。

そのため、比較的短期間での合併が実現されたと考えることができます。

(合併市町の合併に至る経緯の詳細については「資料編」第1章参照)

#### (参考) 解散した法定合併協議会での協議結果の承継

解散した合併協議会でなされた協議結果を、新たに設置された合併協議会に生かしていく旨を「協議についての基本方針」等で明記している例もあります。

春日部市・庄和町合併協議会では、第1回会議において、「合併協議に当たっての基本方針」を決定しました。これは、「春日部市及び庄和町の合併協議は、これまでの春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会（以下「1市3町合併協議会」といいます。）における協議結果を基本的に承継するものとする。」というものです。

1市3町で実施した合併の是非に関する住民投票において、春日部市及び庄和町では、合併をすることについて多くの賛同を得ました。春日部市・庄和町合併協議会では、合併に賛同した多くの住民の意思を反映させていくために、1市3町合併協議会で調整された結果を継承し、1市1町の視点から検証を行い必要な事項について修正・追加していくこととしました。

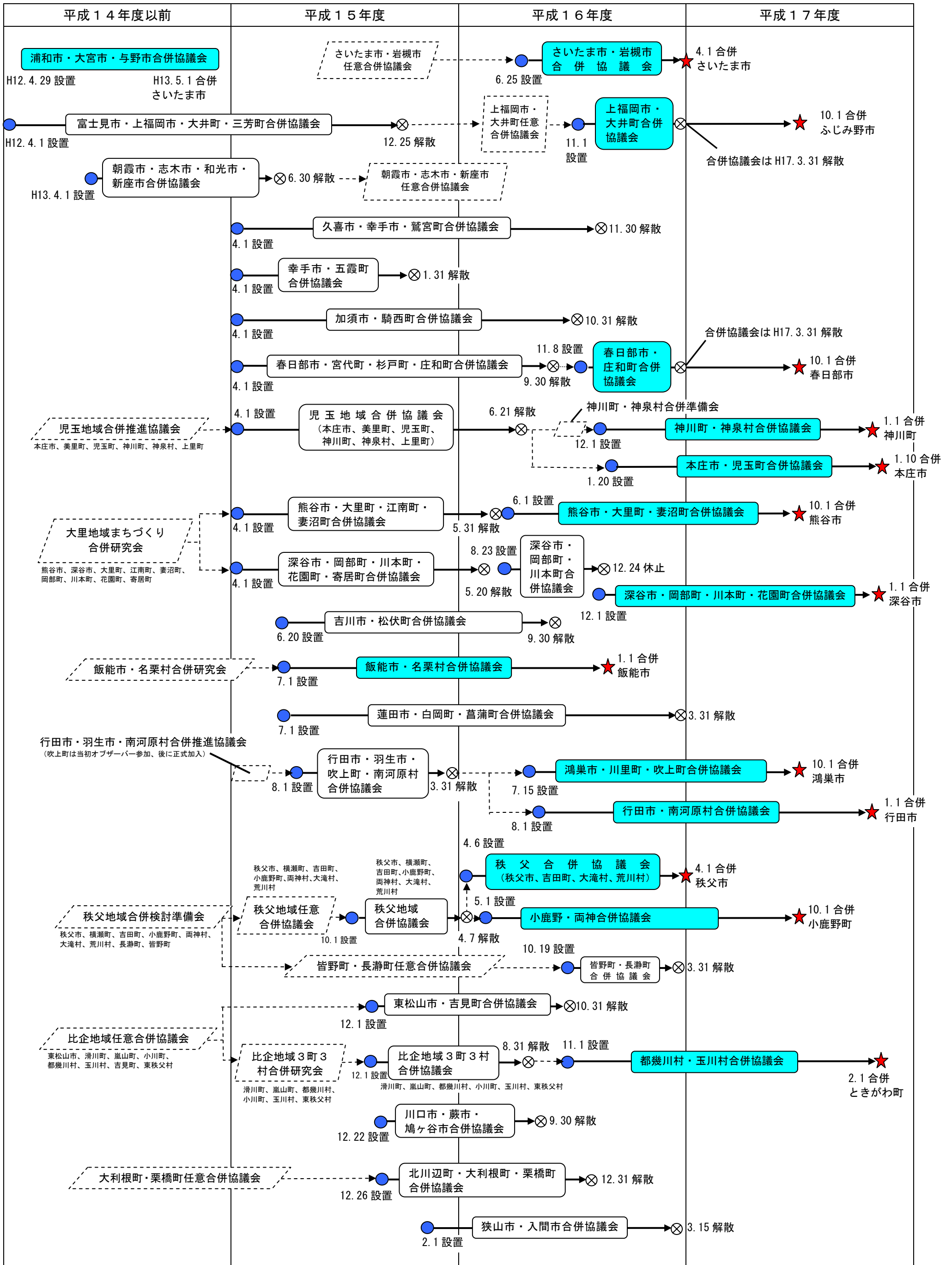
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会では、第1回会議において、「合併協定項目及び調整方針」が承認されました。これは、「合併協定項目の調整に当たっては、熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会における調整方針<sup>注</sup>の原則を踏襲するとともに、これまでの協議結果については、原則として熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会において、その取扱いについて承継するものとする。」というものです。

注 合併協定項目の調整方針

- |              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| 1 一体性確保の原則   | 2 住民福祉向上の原則 | 3 負担公平の原則   |
| 4 健全な財政運営の原則 | 5 行政改革推進の原則 | 6 適正規模準拠の原則 |

# 資料4 埼玉県内における合併協議の経緯

- 凡例
- 合併に至った協議会名
  - 合併に至らなかった協議会名
  - 任意合併協議会等名
  - 設置年月日
  - 合併年月日
  - 解散年月日





**Q5 任意合併協議会と法定合併協議会では協議内容が重複するので、任意合併協議会の設置は無駄ではありませんか？**

A 確かに、任意合併協議会で議論した内容と、法定合併協議会で議論した内容には重複があり、その点から言えば、当初から法定合併協議会を設置して議論を行うほうが効率的であるとも考えられます。しかし、合併は非常にデリケートな問題であり、事前に調整を図る必要がある事項が多く存在することも事実です。任意合併協議会で議論・調整したことによって、法定合併協議会が円滑に運営できたという面もあり、そういった意味では無駄ではなかったと考えられます。

**資料5 任意合併協議会等の設置状況**

名称（構成市町村）	設置年月日	法定協への移行	移行年月日	設置期間
大里地域まちづくり合併研究会（熊谷市、深谷市、大里町、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、花園町、寄居町）	H14. 6. 30	解散（H15. 1. 29）	—	7月
比企地域任意合併協議会（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、吉見町、東秩父村）	H15. 3. 3	解散（H15. 5. 21）（東松山市及び吉見町を除いた3町3村で新たに研究会設置）	—	3月
比企地域3町3村合併研究会（滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、東秩父村）	H15. 7. 22	同じ枠組みで法定協に移行	H15. 12. 1	4月
大利根町・栗橋町任意合併協議会	H14. 6. 26	北川辺町が加入し3町で移行	H15. 4. 1	9月
飯能市・名栗村合併研究会	H14. 12. 18	同じ枠組みで法定協を設置（法定協設置後も存続）	H15. 7. 1	24月
児玉地域合併推進協議会 （本庄市、児玉町、神川町、神泉村、上里町、美里町）	H14. 12. 25	同じ枠組みで法定協に移行	H15. 4. 1	3月
神川町・神泉村合併準備会	H16. 11. 12	同じ枠組みで法定協に移行	H16. 12. 1	1月
秩父地域合併検討準備会（秩父市、吉田町、横瀬町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村、長瀬町、皆野町）	H15. 2. 26	長瀬町、皆野町を除いて「秩父地域任意合併協議会」へ移行	H15. 6. 1	3月
行田市・羽生市・南河原村合併推進協議会 （吹上町は当初オブザーバー参加、のち正式加入）	H15. 3. 31	同じ枠組みで法定協に移行	H15. 8. 1	4月
秩父地域任意合併協議会（秩父市、吉田町、横瀬町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村）	H15. 6. 1	同じ枠組みで法定協に移行	H15. 10. 1	4月
皆野町・長瀬町任意合併協議会	H15. 6. 24	同じ枠組みで法定協に移行	H16. 10. 19	16月
さいたま市・岩槻市任意合併協議会	H15. 7. 15	同じ枠組みで法定協に移行	H16. 6. 25	12月
朝霞市・志木市・新座市任意合併協議会	H15. 10. 1	解散（H16. 2. 25）	—	5月
上福岡市・大井町任意合併協議会	H16. 6. 21	同じ枠組みで法定協に移行	H16. 11. 1	4月

Q6 法定合併協議会の委員にはどのような人がなっているのですか？

A 法定合併協議会の委員は、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充て、学識経験を有する者を加えることができるものとされています（市町村の合併の特例等に関する法律第3条、合併旧法と同様の規定）。

学識経験者には各合併協議会の状況に応じ様々な人を選任しています。

資料6 法定合併協議会の委員の構成

合併協議会の名称	委員の構成
飯能市・名栗村合併協議会	第1号委員（首長及び助役）4名、第2号委員（議会の議員）10名 第3号委員（学識経験者）14名 学識の内訳：各市村5名ずつ、共通4名（うち1名は県西部地域創造センター所長） 計28名
秩父合併協議会	市町村長4名、助役4名、議会議長4名、議会副議長4名、 学識経験者13名 学識の内訳：各市町村3名ずつ、共通1名（県秩父地域創造センター所長） 計29名
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	会長1名、1号委員（会長以外の長）2名、2号委員（助役）3名 3号委員（議長及び議員）9名、4号委員（学識経験者）16名 学識の内訳：各市町4名ずつ、共通4名（大学教授、連合埼玉熊谷・大里郡市地域協議会議長、農業協同組合代表理事副組合長、県北部地域創造センター所長） 計31名
春日部市・庄和町合併協議会	市長・町長2名、議会選出4名、学識経験者6名 学識の内訳：住民代表・団体等から各市町2名ずつ、共通2名（大学教授、県東部地域創造センター所長） 計12名
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	1号委員（首長）3名、2号委員（助役）3名、3号委員（議長）3名、4号委員（議員）12名、5号委員（学識経験者）16名 学識の内訳：各種団体から15名（各市町5名ずつ） 鴻巣市：花卉園芸組合、コミュニティ協議会、青年会議所、スポーツ少年団、奉仕会 川里町：花卉連合会、自治会長連絡協議会、民生・児童委員協議会、男女共生推進会議、商工会 吹上町：鴻巣市農業協同組合理事、町内会長連絡会議、公募3名 共通1名（県北部地域創造センター所長） 計37名
上福岡市・大井町合併協議会	1号委員（市町長）2名、2号委員（助役）2名、 3号委員（議会代表）12名、4号委員（学識経験者）10名 学識の内訳：各市町4名ずつ、共通2名（大学教授、県西部地域創造センター所長） 計26名
小鹿野・両神合併協議会	町村長2名、助役2名、教育長2名、議会議長2名、 議会副議長2名、学識経験者7名 学識の内訳：各町村3名ずつ、共通1名（秩父地域創造センター所長） 計17名

合併協議会の名称	委員の構成
行田市・南河原村合併協議会	<p>市長・村長 2 名、助役 2 名、議会議長・議会議員 8 名、 学識経験者 7 名 学識の内訳：各種団体から 6 名（各市村 3 名ずつ） 行田市：自治会連合会長、商工会議所会頭、更生保護 女性会理事 南河原村：固定資産評価審査委員会委員、区長連合会 長、民生委員 共通 1 名（東部地域創造センター所長） 計 19 名</p>
深谷市・岡部町・川本町・ 花園町合併協議会	<p>会長 1 名、1 号委員（会長以外の長、助役）7 名、 2 号委員（議会正副議長）8 名、3 号委員（議会議員）12 名、 4 号委員（学識経験者）17 名 学識の内訳：各種団体から 16 名（各市町 4 名ずつ） 深谷市：自治会連合会会長、園芸協会会長、商工会議 所会頭、前市教育委員会委員長 岡部町：町自治協力委員、農業協同組合代表理事組合 長、商工会会長、地域婦人会会長 川本町：区長会会長、認定農業者、商工会青年部部長、 更生保護女性会会長 花園町：区長会会長、農業協同組合代表理事組合長、 商工会会長、町教育委員会委員 共通 1 名（県北部地域創造センター所長） 計 45 名</p>
神川町・神泉村合併協議会	<p>1 号委員（町村長）2 名、2 号委員（特別職）4 名、 3 号委員（議長）・3 号委員（議会選出）6 名、 4 号委員（学識経験者）9 名 学識の内訳：各種団体から 8 名（各町村 4 名ずつ） 神川町：区長会長、農業委員会会長、商工会長、町女性 代表 神泉村：区長会長、農業委員会会長、森林組合理事、村 女性代表 共通 1 名（県北部地域創造センター本庄支所長） 計 21 名</p>
本庄市・児玉町合併協議会	<p>1 号委員（市長、町長）2 名、2 号委員（助役等）2 名、 3 号委員（議長）2 名、3 号委員（議会選出）4 名、 4 号委員（学識経験者）9 名 学識の内訳：各種団体から 8 名（各市町 4 名ずつ） 本庄市：自治会連合会長、農業委員会会長、商工会議所 副会頭、連合婦人会長 児玉町：区長会長、農業委員会会長、商工会長、婦人会 長 共通 1 名（県北部地域創造センター所長） 計 19 名</p>
都幾川村・玉川村合併協議会	<p>1 号委員（村長）2 名、2 号委員（議長、議員）6 名、 3 号委員（助役、教育長）4 名、4 号委員（学識経験者）9 名 学識の内訳：各村 4 名ずつ 共通 1 名（県西部地域創造センター東松山支所長） 計 21 名</p>

## (参考) 法定合併協議会委員の公募

春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会（平成16年9月30日解散）では、市町ごとに4名の団体等選出委員と3名の一般公募委員の総計28名からなる「新市まちづくり住民会議」を合併協議会の附属機関として設置しました。

委員のうち、それぞれの市町ごとに団体等選出委員と一般公募委員各1名ずつが、住民会議の意向を反映させるため、学識経験者として合併協議会に参画しました。

「新市まちづくり住民会議」では、14回の会議を開催し、新市の将来像、新市の理念、分野別の目標、期待する事業を「新市まちづくり構想」に取りまとめ、合併協議会に提案しました。

Q7 法定合併協議会の下部組織にはどのようなものがあるのでしょうか？

A 法定合併協議会の下部組織として、一般的に、事務局に加え、「幹事会」、「専門部会」、「分科会」が設置される例が多く見受けられます。また、名称等の特定事案を検討するために「小委員会」が設置されている例もあります。

構成メンバーについては、それぞれの合併協議会によりまちまちですが、おおまかに言えば、「幹事会」は合併関係市町村の助役（副市町村長）レベル、「専門部会」は市の部長、町村の課長レベル、「分科会」は主幹・主査レベルとしているところが多いようです。

（合併市町における設置状況の詳細については「資料編」第3章参照）

資料7 法定合併協議会の下部組織

合併協議会の名称	小委員会	幹事会	専門部会	分科会	事務局
飯能市・名栗村合併協議会	4 委員会	○	5 部会	必要に応じ設置	○
秩父合併協議会	1 委員会	○	4 部会	36 分科会	○
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	1 委員会	○	10 部会	42 分科会	○
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	1 委員会	○	9 部会	26 分科会	○
春日部市・庄和町合併協議会	—	○	7 部会	—	○
上福岡市・大井町合併協議会	1 委員会※	○	—	—	○
小鹿野・両神合併協議会	—	○	4 部会	37 分科会	○
行田市・南河原村合併協議会	1 委員会	○	10 部会	35 分科会	○
深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	—	○	9 部会	30 分科会	○
神川町・神泉村合併協議会	2 委員会	○	6 部会	必要に応じ設置	○
本庄市・児玉町合併協議会	必要に応じ設置	○	6 部会	必要に応じ設置	○
都幾川村・玉川村合併協議会	—	○	—	—	○

※ 神川町・神泉村合併協議会では、係長職相当の職員からなる「新町建設計画策定作業部会」を設置

※ 上福岡市・大井町合併協議会では、合併協議会委員による「新市名称候補選定検討委員会」を設置



Q8 法定合併協議会では具体的にどのようなことを協議するのですか？

A 法定合併協議会は、合併の是非を含めて広く合併について検討する組織で、具体的には、「合併市町村基本計画の作成」（旧法では「市町村建設計画の作成」）と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場とされています。

「その他市町村の合併に関する協議」によって合意された内容は、協議結果を記載した「合併協定書」にまとめられ、関係市町村の長が署名、押印するのが通例です。

資料 8 のとおり、協議事項、各協議会によって若干異なりますが、概ね、基本 4 項目（合併の方式、合併の期日、新市町の名称、事務所の位置）及び財産の取扱いからなる協定項目 1、合併旧法の規定による特例の取扱いを定める協定項目 2、その他の協議事項である協定項目 3 に分類することができます。

（合併市町の合併協定書の各項目の記載内容については「資料編」第 4 章参照）

（参考）法定合併協議会の権能

①「合併市町村基本計画の策定」

- ◎ 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- ◎ 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ◎ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ◎ 合併市町村の財政計画

②「その他市町村の合併に関する協議」

- 協定項目 1: 基本 4 項目・財産の取扱い
- 協定項目 2: 合併新(旧)法に規定する特例の取扱い
- 協定項目 3: その他必要な協議事項

## 資料 8 合併協定書記載項目一覧

※ 数字は各協議会の合併協定書における項目番号を表す

		飯能市・名栗村	秩父	熊谷市・大里町・妻沼町	鴻巣市・川里町・吹上町	春日部市・庄和町	上福岡市・大井町	小鹿野・両神	行田市・南河原村	花園町	深谷市・岡部町・川本町・	神川町・神泉村	本庄市・児玉町	都幾川村・玉川村
協 定 項 目 1	1 合併の方式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 合併の期日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	3 新市（町）の名称	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	4 新市（町）の事務所の位置	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	5 財産（及び公の施設）の取扱い	5	5	5	5	7	10	5	5	11	5	5	5	11
協 定 項 目 2	6 地域審議会（地域自治区・合併特別区）の取扱い	6	7	10	6	8		7	13	6	10	10	10	6
	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	7	6	6	7	6	5	6	6	7	6	6	6	7
	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	8	8	7	8	9	6	8	7	8	7	7	7	8
	9 地方税の取扱い	9-01 9-02	9	8	10	10	7	9	8	10	8	8	8	10
	10 一般職職員の身分の取扱い	11	10	9	9	11	8	10	9	9	9	9	9	9
	11 一部事務組合等の取扱い	14	14	14	14	15	14	14	14	14	15	13	13	15
協 定 項 目 3	12 特別職の身分の取扱い	10	11	11	11	12	11	11	10	12	12	12	12	12
	13 条例、規則等の取扱い	12	12	12	12	13	12	12	11	13	14	14	14	13
	14 事務組織及び機構の取扱い	13	13	13	13	14	13	13	12	14	11	11	11	14
	15 使用料、手数料等の取扱い	16	18	15	15	16	15の1	18	15	16	15	15	15	16
	16 公共的団体等の取扱い	17	15 25-9	16	16	17	16	15 25-9	16	17	17	17	17	17
	17 補助金、交付金等の取扱い	17	19	17	17	18	17	19	17	18	18	18	18	18
	18 字の区域及び名称の取扱い	15	16	18	18	5	19	16	18	19	19	19	19	19
	19 慣行の取扱い	18	17	19	19	19	20	17	19	20	16	16	16	20
	20 国民健康保険事業の取扱い	19-6	20	20	20	20	21	20	20	22-9	21	21	21	22-10
	21 介護保険事業の取扱い	19-11	21		21	21	22	21	21		22	22	22	22-11
協 定 項 目 4	22 消防団（消防業務）の取扱い	19-02	22	21	22	22		22	25-4	22-6	23	23	23	22-7
	23 公共医療機関の取扱い		23					23						
	24 各種事務事業の取扱い													
	- 1 情報公開・個人情報保護制度	19-01							25-1	22-3			27-15	22-4
	- 2 男女共同参画事業（女性政策事業）		25-3	23-7	27-3	24-2		25-3	25-3	22-5	27-5	27-5	27-5	22-2
	- 3 姉妹都市（都市交流）・国際交流事業		25-3	19	27-24	24-3		25-4		22-1				22-6
	- 4 電算システム	19-03	25-1	22	26	23	25の1	25-1	24	22-2	26	26	26	22-3
	- 5 指定金融機関	19-04												
	- 6 広報広聴事業	19-01	25-5	23-1	27-4	24-4	25の2	25-5	25-2	22-4	27-1	27-1	27-1	22-5
	- 7 消防防災関係事業	19-02	25-6	23-2	27-6	24-5		25-6	25-4	22-6	27-2	27-2	27-2	22-7
- 8 交通対策（関係）事業	19-02	24	23-3	27-7	24-11		24	25-5	22-7	27-3	27-3	27-3	22-8	
- 9 住民（市民）窓口業務	19-17	25-8	23-4	27-1	24-6		25-8	25-6	22-8	27-4	27-4	27-4	22-9	

		飯能市・名栗村	秩父	熊谷市・大里町・妻沼町	鴻巣市・川里町・吹上町	春日部市・庄和町	上福岡市・大井町	小鹿野・両神	行田市・南河原村	花園町 深谷市・岡部町・川本町・	神川町・神泉村	本庄市・児玉町	都幾川村・玉川村
協 定 項 目 3	-10 人権推進（同和対策）事業		25-2	23-6	27-2	24-1		25-2	25-3	22-5	27-5		22-1
	-11 保健・衛生・医療・健康づくり事業	19-12	25-14	23-8	27-8 27-15	24-17	25の3	25-14	25-10	22-10	27-8	27-8	22-12
	-12 社会福祉事業	19-07			27-14	24-12			25-8				
	-13 障害者福祉事業	19-09	25-10	23-8	27-9	24-13	26の1	25-10	25-8	22-11	27-7	27-7	22-13
	-14 高齢者福祉事業	19-08	25-11	23-8	27-10	24-14	26の2	25-11	25-8	22-12	27-7	27-7	22-14
	-15 児童福祉・保育（子育て支援）事業	19-10	25-12	23-8	27-11 27-12	24-15 24-16	26の3 26の4	25-12	25-8 25-9	22-13 22-14	27-7	27-7	22-15 22-16
	-16 生活保護事業・その他の福祉事業		25-13	23-8	27-13	24-18	26の5	25-13		22-15	27-7	27-7	
	-17 清掃（ごみ収集運搬処理業務）事業・ 環境対策（衛生）事業	19-18	25-7	23-11	27-16 27-17	24-9 24-10	23	25-7	25-11	22-16 22-17	27-6	27-6	22-18
	-18 農業振興事業	19-19	25-15	23-9	27-18	24-19		25-15	25-12	22-18	27-9	27-9	22-19
	-19 商工（産業）・観光（振興）関係事業	19-20	25-15	23-10	27-19	24-20		25-15	25-13	22-19	27-10	27-10	22-20
	-20 勤労者（労働者）・消費者関連事業		25-16		27-20	24-21		25-16		22-20			22-21
	-21 都市計画事業		25-17	23-15		24-22		25-17		22-23	27-11	27-11	22-23
	-22 建設関係（道路・河川・住宅）事業	19-21	25-18	23-12	27-21	24-23 24-24 24-25		25-18	25-14 25-15	22-21 22-22	27-12 27-15	27-12	22-22
	-23 上下水道事業	19-22	25-19 25-20	23-13 23-14	23 24	24-26 24-27	15の2	25-19	22 23	22-24 22-25	24 25	24 25	22-24 22-25
	-24 学校教育事業・教育制度	19-13	25-21	23-16	25	24-28	24の1	25-20	25-16	22-26	27-13	27-13	22-26
	-25 社会教育（生涯学習）・保健体育・文化財保 護、文化振興事業	19-14	25-22	23-17 23-18	27-22	24-7 24-29	24の2	25-21	25-17	22-27 22-28	27-14	27-14	22-27 22-28
	-26 コミュニティ事業・行政連絡機構（行政区、 自治会、区長会）	19-15 19-16		23-5	27-23	24-8	18		25-7	21 22-29	20	20	21 22-29
	-27 納税事業				27-5								
	-28 行財政の取扱い	19-05											
	-29 その他事業			23-19	27-24	24-30						27-15	

注 項目の内容により分類しているため、各合併協議会で策定した協定書の項目名とは必ずしも一致しない。

Q9 合併後の新市町の名称はどのように決定するのですか？

A 新市町の名称は、住民生活に直接影響を与えるものであるため、合併協議の中で慎重に検討されます。中には調整が難航するケースも見受けられます。県内でも、川口市・蕨市・鳩ヶ谷市合併協議会及び皆野町・長瀨町合併協議会は名称の関係で解散に至っています。

新市町の名称を選定するにあたり、広く住民の意見を反映するため、名称案の公募を行う場合もあります。

資料9 合併後の市町名の決定方式

合併協議会の名称	公募の有無	名称案の検討過程
飯能市・名栗村合併協議会	無	合併協議会で協議
秩父合併協議会	無	幹事会で調整後、合併協議会で協議
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	無	合併協議会で協議
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	無	合併協議会で協議
春日部市・庄和町合併協議会	無※1	合併協議会で協議
上福岡市・大井町合併協議会	有	① 公募（合併関係市町村名を含まない）の結果、10票以上の応募があったものを第1次候補に選定 ② 「新市名称候補選定検討委員会」で上位3点を選定し合併協議会に提案 ③ 合併協議会委員の投票により決定
小鹿野・両神合併協議会	有	① 「新町名称に関するご意見募集」を全戸配布 ② 住民の意見を参考に合併協議会で決定
行田市・南河原村合併協議会	無	合併協議会で協議
深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	無※2	合併準備会議で調整後、合併協議会で協議
神川町・神泉村合併協議会	無	合併協議会で協議
本庄市・児玉町合併協議会	無	合併協議会で協議
都幾川村・玉川村合併協議会	無	合併協議会で協議

※1 春日部市では、解散した1市3町（春日部市、宮代町、杉戸町及び庄和町）での合併協議の際に、新市町の名称案を公募しました。

※2 深谷市では、解散した1市4町（深谷市、岡部町、川本町、花園町及び寄居町）での合併協議の際に、新市の名称案を公募しました。

## (参考) 新市町名を公募した例

合併市町のうち、ふじみ野市及び小鹿野町では、名称案の公募を実施しました。

### 上福岡市・大井町法定合併協議会が実施した新市名称選定の過程

#### 1 公募

##### ○ 応募基準

漢字、ひらがな、カタカナにより表記された、読み書きが容易な名称で、名称の提案理由として次の条件のいずれかを満たしているもの

- ① まちの特徴を表し、1市1町の地域が容易にイメージできる名称
- ② 1市1町の地域の地理・歴史・文化にちなんだ名称
- ③ 住民等の理想・願いにちなんだ名称

##### ○ 該当しないもの

- ① 既存の市町名（上福岡、大井）と同一の名称
- ② 既に、全国の他市で使用している名称
- ③ 極端に長すぎる名称
- ④ 現在、使用していない漢字を使用した名称

##### ○ 募集期間

平成16年12月1日（水）～12月20日（月）

##### ○ 応募資格

- 上福岡市か大井町に在住、在勤、在学の者
- 年齢制限なし

##### ○ 応募方法

- 合併協議会だより添付の応募用紙、官製はがき
- ファクシミリ
- Eメール
- 合併協議会ホームページ

##### ○ 応募のきまり

- 応募点数は1応募につき1点とし、同じ名称の応募は1人1点のみ
- 応募案は返却しない
- 応募案に関する一切の権利は、合併協議会に帰属

##### ○ 記載内容

- 新市の名称、名称のふりがな
- 名称を提案した理由
- 郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号
- 在勤・在学の者は、勤務先か学校名と所在地



## 2 第1次候補の選定

新市名称候補選定検討委員会で10票以上の応募があった16種類を第1次候補に選定

順位	新市の名称	ふりがな	応募数	順位	新市の名称	ふりがな	応募数
1	ふじみ野市	ふじみのし	1,317	9	だいふく市	だいふくし	13
2	栄市	さかえし	132	10	みどり野市	みどりのし	11
3	大福市	だいふくし	81	10	幸福市	こうふくし	11
4	大井福岡市	おおいふくおかし	28	12	ふじみの市	ふじみのし	10
5	西さいたま市	にしさいたまし	19	12	大岡市	おおおかし	10
5	東入間市	ひがしいるまし	19	12	大上市	おおかみし	10
7	うれし野市	うれしのし	18	12	大福岡市	おおふくおかし	10
8	福大井市	ふくおおいし	14	12	大福市	おおふくし	10

応募数	
上福岡市	1,298
大井町	818
不明	2
合計	2,118

応募内訳	
ハガキ	1,230
応募箱	756
FAX	75
電子メール	57

## 3 合併協議会に提案する名称候補の選定

新市名称候補選定検討委員会で上位3点を選定

順位	新市の名称	ふりがな
1	ふじみ野市	ふじみのし
2	栄市	さかえし
3	大福市	だいふくし

## 4 合併協議会での協議

合併協議会委員全員の投票により決定

ふじみ野市 22票      大福市 1票      栄市 0票      無効 3票

## 小鹿野・両神合併協議会が実施した新町名称選定の過程

### 1 意見募集

#### ○ 募集期間

平成 16 年 8 月 12 日（木）～8 月 23 日（月）

#### ○ 応募資格

- 制限なし（用紙は全戸配布）
- 年齢制限なし

#### ○ 応募方法

- 記載用紙
- はがき
- ファクシミリ
- Eメール
- 合併協議会ホームページ

#### ○ 記載事項

- 「小鹿野町」「両神町」とする者は「選定の理由」  
新しい名称とする場合は「名称（ふりがな）」、「名称の提案理由」
- 住所、氏名（ふりがな）、年齢は任意

### 2 合併協議会での協議

募集の結果を踏まえ、合併協議会で協議

名称	件数	名称	件数
小鹿野町	45	神鹿町	5
おがのまち	4	赤平町	4
西秩父町	38	西谷津町	2
にしちちぶまち	1	小神町	2
両神町	1	神野町	2

## Q10 合併後の新市町の事務所の位置はどのように決定するのですか？

A 地方自治法第4条第2項では、地方公共団体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないこととされています。これらを踏まえ、法定合併協議会で選定基準を策定し、これを基に協議を行い決定している例が多く見受けられます。

従来、市町村役場がその市町村の中心であるとの認識が強く持たれていました。また、合併を機に庁舎を新たに建設するか否か、本庁舎とならない役所・役場にどのような機能を持たせるのか（総合支所方式、出張所方式、分庁舎方式等）など調整を要する事項が多いことから、新市町の事務所の位置は、協議が難航する項目の一つとされています。

県内の事例では、合併に至った協議会での協議は比較的短期間で終了していますが、合併に至らずに解散した協議会の中には、小委員会を設置して調整を行ったものなど協議に時間を要した例もあります。

### 資料 10 事務所の位置の協議状況（合併に至ったもの）

合併協議会の名称	協議状況	承認（決定）された事項	
		事務所の位置	左以外の旧役所（場）の機能
飯能市・名栗村合併協議会	第1回：継続協議 第2回：確認	飯能市役所	出張所
秩父合併協議会	第2回：提案・承認	秩父市役所	総合支所
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	第1回：提案・承認	熊谷市役所	総合支所
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	第1回：提案・承認	鴻巣市役所	総合支所
春日部市・庄和町合併協議会	第2回：提案・承認	春日部市役所	総合支所
上福岡市・大井町合併協議会	第3回：提案・決定	上福岡市役所	総合支所
小鹿野・両神合併協議会	第3回：提案・承認	小鹿野町役場	分庁舎
行田市・南河原村合併協議会	第1回：提案・承認	行田市役所	窓口サービス中心の支所
深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	第1回：提案・承認	深谷市役所	総合支所
神川町・神泉村合併協議会	第1回：提案・確認	神川町役場	総合支所
本庄市・児玉町合併協議会	第1回：提案・承認	本庄市役所	総合支所
都幾川村・玉川村合併協議会	第2回：提案・決定	玉川村役場	分庁舎

注 事務所の位置は、合併協議時の市町村名で示している。

事務所の位置の協議状況（合併に至らずに解散した協議会のうち合併市町が関係したもの）

合併協議会の名称	協議状況
秩父地域合併協議会（秩父市、横瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村）	第2回：承認
熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会	第2回：承認
春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会	第1回：早期に決定することを承認 第2回：継続協議 第5回：承認
富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会	第13回：基本項目小委員会設置・付託 第15回：確認
行田市・羽生市・吹上町・南河原村合併協議会	第1回：継続協議 第2回：承認
深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会	第2回：承認
児玉地域合併協議会（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町）	第3回：提案 第4回：継続協議 第5回：継続協議・小委員会へ付託 その後小委員会で協議されたが、合意に至る前に合併協議会解散
比企地域3町3村合併協議会（滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、東秩父村）	第1回：小委員会へ付託 第4回：小委員会からの報告・継続協議 第5回：継続協議 第6回：承認

（参考）新市の事務所の位置の選定基準

春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会（平成16年9月30日解散）では、第1回の協議会で新市の事務所の位置を早期に決定することが承認されました。その後、新市の事務所の位置の選定基準として、

- ・住民の利便性
- ・交通の事情
- ・国や県など他の官公署との関係
- ・既存庁舎の面積、規模

を定め、第5回の協議会で旧春日部市の庁舎に決定しました。

## (参考) 小委員会での協議

児玉地域合併協議会（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町 平成16年6月21日解散）では、第4回の協議会で新市の事務所の位置に係る調整方針（案）を提案し、第5回の協議会で、首長、議会議長、学識経験者（各団体2名ずつ）の24名で構成された第1小委員会に付託しました。第1小委員会では新市の利便性や組織機構などの視点から、7回にわたる会議の中で次のような協議を行いました。

### 第1回 平成15年9月12日（金）

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 小委員会会議運営に係る申し合わせ事項について
- (3) 今後の協議の進め方と協議予定について
- (4) 協議会における協議経過について
- (5) 検討課題と検討の視点について
- (6) 次回の委員会開催日程等について

### 第2回 平成15年9月30日（火）

- (1) 検討課題と検討の視点について（継続協議）
- (2) 本庁・支所の方式について
- (3) 意見交換
- (4) 次回の開催日程等について

### 第3回 平成15年11月6日（水）

- (1) 第2回第1小委員会意見交換要旨について（報告）
- (2) 調整方針（案）作成について
- (3) 次回の開催日程等について

### 第4回 平成16年1月22日（木）

- (1) 第3回小委員会委員長私案に係る意見要旨（報告）
- (2) 意見交換会（号数別）の概要（報告）
- (3) 調整方針案の作成について
  - ① 第3回第1小委員会確認内容の文言化について
  - ② 委員長私案について
- (4) 次回の開催日程等について

### 第5回 平成16年2月4日（水）

- (1) 第4回小委員会委員長私案に係る意見交換（報告）
- (2) 調整方針案の作成について
- (3) 次回の開催日程等について

### 第6回 平成16年2月28日（土）

- (1) 調整方針案の作成について
- (2) 次回の開催日程等について

### 第7回 平成16年4月2日（金）

- (1) 調整方針案の作成について
- (2) 次回の開催日程等について



Q11 合併について住民にどのように説明するのですか？

A 住民に対して合併の必要性、合併後のまちの将来像、合併協議の進ちよく状況等について直接説明し、また、住民の合併に関する意見を聴き、疑問に直接答えるものとして住民説明会を行います。合併協議会が行う広報・広聴活動の中でも重要なものです。

住民説明会には、講演会・シンポジウムのように比較的多数の住民を集め、有識者の講演や合併の必要性に関する説明などを行う形式のものと、地域説明会など、名称は様々ですが比較的小規模な住民の集まりに首長、合併協議会事務局職員等が出向き、説明や質疑応答を行う形式のものに分類することができます。

また、合併協議の進展状況によって分類すると、初期段階では、合併に関して広く一般的なことを説明するものが、中期・後期では、市町村建設計画案（合併新法では合併市町村基本計画案）の策定段階で住民の意見を聴くためのものや、住民投票における判断材料の提供を目的としたものなどが開催される例が多く見受けられます。

資料 11 住民説明会等の状況

合併協議会の名称	講演会・シンポジウム等	地域説明会等
飯能市・名栗村合併協議会	開催実績なし	◎「飯能市と名栗村の合併に関する説明会」 主 催：各市村 開催回数：58 回 参加者数：約 2,500 名参加 説 明 者：首長、合併協議会事務局職員
秩父合併協議会	◎「合併シンポジウム」 主 催： 開催回数：1 回 参加者数：約 1,000 名 内 容 ・合併のメリットや合併協議の状況等の説明（説明者：職員） ・有識者（県副知事、地方制度調査会会長）による講演及びパネルディスカッション	◎「住民説明会」 主 催：各市町村 開催回数：68 回 参加者数：延べ 2,544 名参加 説 明 者：首長、各市町村職員

合併協議会の 名称	講演会・シンポジウム等	住民（地域）説明会等
熊谷市・大里町・ 妻沼町合併協議 会	開催実績なし※1	<p>◎「合併住民説明会」を開催（説明者：首長） 主催：旧妻沼町 開催回数：6回 参加者数：約600名</p> <p>【熊谷市・大里町・妻沼町・江南町合併協議 会での取組】</p> <p>◎「合併に関する住民説明会」 主催：旧熊谷市 開催回数：4回 参加者数：約260名</p> <p>◎「合併についての町民説明会」 主催：旧大里町 開催回数：2回 参加者数：約150名</p> <p>◎「1市3町の合併に関する住民対話集会」 主催：旧江南町 開催回数：24回 参加者数：約900名</p> <p>◎「市町村合併についての説明会」 主催：旧妻沼町 開催回数：25回 参加者数：約1,500名</p>
鴻巣市・川里町・ 吹上町合併協議 会	開催実績なし※2	<p>◎「住民説明会」 主 催：合併協議会、市町 開催回数：21回（合併協議会主催3回、 市町主催19回 参加者数：約1,200名 説 明 者：首長、合併協議会事務局職員 市町職員</p>
春日部市・庄和町 合併協議会	開催実績なし※3	<p>◎「住民説明会」を開催 主 催：合併協議会・市町 開催回数：11回 参加者数：延べ472名 説 明 者：首長、合併協議会事務局職員 市町職員</p> <p>この他、市町合併担当職員による出張説明会 を随時実施</p>
上福岡市・大井町 合併協議会	開催実績なし※4	開催実績なし※4

合併協議会の 名称	講演会・シンポジウム等	住民（地域）説明会等
小鹿野・両神村合 併協議会	開催実績なし	◎「住民説明会」 主 催：各町村 開催回数：10回 説 明 者：首長、各町村職員 参加者数：約 200 名
行田市・南河原村 合併協議会	開催実績なし	◎「合併に関する地区別説明会」 主 催：旧行田市 説 明 者：市及び合併協議会事務局職員 ◎「行田市・南河原村合併協議状況説明会」 主 催：旧南河原村 説 明 者：村職員 全体で 31 回開催（715 名参加）
深谷市・岡部町・ 川本町・花園町合 併協議会	◎「合併に関する住民説明会」を開催 主 催：合併協議会 開催回数：7回開催（うち 6 回は深谷 市・岡部町・川本町・花園 町・寄居町合併協議会当時 のもの） 参加者数：約 2,160 名 内 容 ・合併のメリットや合併協議の状 況等の説明 （説明者：合併協議会事務局長）	◎「まごころ出張講座」 主 催：旧深谷市 開催回数：22 回 ◎「住民説明会」 主 催：旧深谷市 開催回数：30 回 主 催：旧川本町 開催回数：6 回 主 催：旧花園町 開催回数：16 回 主 催：合併協議会 開催回数：2 回 ◎「タウンミーティング」 主 催：旧岡部町 開催回数：19 回 全体で 4,611 名参加
神川町・神泉村合 併協議会	開催実績なし	◎「合併問題住民説明会」 主 催：各町村 説明者：町村職員 18 回開催（延べ 430 名参加）
本庄市・児玉町合 併協議会	市町主催で「合併住民説明会」の開催（旧 市町ごとに 2 回ずつ開催約 1,400 名参 加） ・合併のメリットや合併協議の状況等 の説明（説明者：市町職員）	開催実績なし

合併協議会の 名称	講演会・シンポジウム等	住民（地域）説明会等
都幾川村・玉川村 合併協議会	開催実績なし	◎「都幾川村・玉川村 合併に関する説明会」 説明者：合併協議会事務局長 質疑応答：首長、助役、収入役、課長、 合併協議会事務局長 4回開催（334名参加）

- ※1 熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会で「新市将来構想説明会」を開催  
主催：合併協議会 開催回数：1回 参加者：249名  
内容：合併のメリットや合併協議の状況等の説明
- ※2 鴻巣市・川里町合併協議会で「合併シンポジウム」を開催  
主催：合併協議会 開催回数：1回 参加者：約350名  
内容：合併のメリットや合併協議の状況等の説明、有識者による講演及びパネルディスカッション、絵画コンクールの表彰
- ※3 春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会で「合併フォーラム」を開催  
主催：合併協議会と新市まちづくり住民会議（P110「（参考）法定合併協議会委員の公募」参照）の共催  
開始回数：1回 参加者：1,024名  
内容：新市まちづくり構想の中間報告、合併協議会における検討状況報告、パネルディスカッション
- ※4 P126「（参考）合併協議の進展と広報広聴活動の例」参照

## (参考) 合併協議の進展と広報広聴活動の例

富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会（平成 15 年 12 月 25 日解散）では、住民に対する説明を次のように行いました。

### ◎ 一般的な広報広聴事業に伴う住民説明会

名 称	目 的	概 要	結 果
出張説明 （合併協議会主催） （H12. 11. 23～H15. 10. 22）	合併協議について理解を深めてもらうこと	合併協議会の協議状況や市町村合併に関する法制度などについて、合併協議会事務局職員が往訪して説明	77 回実施 約 3,247 名参加

### ◎ 新市将来構想に関する広報広聴事業

名 称	目 的	概 要	結 果
第 1 回公開セミナー （合併協議会主催） （H13. 3. 4）	住民の市町村合併に対する関心を高め、今後の 2 市 2 町のあり方を検討する機会とすること	合併協議会委員（大学教授）による基調講演とパネルディスカッション	404 名参加
住民フォーラム （合併協議会主催） （H13. 10. 21）	新市将来構想を広く住民に周知するとともに、協議会での協議状況を説明し、住民の意見や要望を把握すること	「新しいまちづくり」をテーマにした作文の発表	150 名参加
第 2 回公開セミナー （合併協議会主催） （H13. 11. 25）	各広報広聴事業のまとめ	住民ワークショップ 4 グループの代表者 4 名による将来のまちづくりに対する意見・提言の発表	264 名参加
新市将来構想地域説明会 （合併協議会主催） （H13. 10. 29～H13. 11. 28）	各地域の実情に応じた意見や要望をきめ細かく把握すること	合併協議会事務局職員による説明	30 会場 435 名参加

◎ 新市建設計画及び合併協定項目に関する広報広聴事業

名 称	目 的	概 要	結 果
第3回公開セミナー (合併協議会主催) (H15. 2. 23)	合併協定項目の調整状況や方針、新市建設計画(まちづくり計画)中間素案を説明し、これらに対する住民の意見や要望を把握するとともに、合併と今後のまちづくりについて、ともに考える機会とすること	協議会事務局職員による新市建設計画(まちづくり計画)中間素案の説明、協定項目協議状況の説明、協議会正副会長と会場参加者との意見交換	191名参加
地域懇談会 (合併協議会主催) (H15. 2. 13~H15. 2. 19)	合併協定項目の調整状況や方針、新市建設計画(まちづくり計画)中間素案を説明するとともに、これらに対する住民の意見や要望を把握すること	協議会事務局職員による合併協定項目の調整状況や方針、新市建設計画(まちづくり計画)中間素案の説明	8会場 520名参加
地域説明会 (市町主催) (H15. 9. 27~H15. 10. 19)	新市建設計画及び合併協定項目に関わる住民サービス水準の調整など、住民投票における判断に資する状況を行うこと	協議会事務局職員による説明(各市町2回) 各市町職員による説明	57回(うち8回は合併協議会主催) 2,198名参加

Q12 法定合併協議会では住民に対してどのように情報提供を行うのですか？

A 市町村合併に関する公平で客観的な情報の提供や、合併協議の内容・進捗状況について住民に周知を図ることは、合併に関する住民の関心を高め、その必要性を理解してもらう上で、非常に重要です。

一般的に合併協議会では、住民説明会のほか、ホームページや広報紙（「合併協議会だより」等）により、住民に対し情報を提供しています。

資料 12 住民に対する情報提供の状況

合併協議会の名称	ホームページ	協議会だより	その他
飯能市・名栗村合併協議会	○	9回	—
秩父合併協議会	○	5回	「新市まちづくり計画(概要版)くらしのガイドブック」を30,000部作成し、自治会経由で全世帯に配布したほか公共機関でも配布
熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	○	7回	「(妻沼町)市町村合併による住所の表示の変更について」を作成し、妻沼町内の全戸に配布
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	○	5回	「新市建設計画概要版」を43,000部作成し、自治会経由で広報と同時に全世帯配布したほか公共施設に設置
春日部市・庄和町合併協議会	○	5回	「合併公約」を89,800部作成し、全世帯配布したほか公共施設に設置 ポスター200部を作成し、公共施設・学校・駅等へ掲示
上福岡市・大井町合併協議会	○	5回	「上福岡市・大井町の未来」発行
小鹿野・両神合併協議会	○		「新町建設計画概要版」「小鹿野町生活ガイド」を6,000部作成し、全世帯に配布したほか公共機関にも配布
行田市・南河原村合併協議会	○	4回	「新市建設計画概要版」を33,000部作成し、自治会経由で全世帯配布したほか公共施設に設置
深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	○	注1	「新市建設計画・概要版」を49,000部、「くらしのガイドブック」を46,000部作成し、全世帯配布したほか公共施設に設置 住民説明会開催のお知らせ用ポスターを15部作成し、公民館等に掲示
神川町・神泉村合併協議会	注2	注3	—
本庄市・児玉町合併協議会	○	1回	「新市建設計画・概要版」を32,000部、「くらしのガイドブック」を33,000部作成し、全世帯配布したほか公共施設に設置
都幾川村・玉川村合併協議会	○	15回	—

注1 市・町の広報紙で広報（11回）

注2 町・村のホームページを活用

注3 町・村の広報紙で広報（神川町：13回、神泉村：12回）



### Q13 合併するためには住民投票を行う必要はあるのですか？

A 合併の是非を決定するに当たって、住民投票を実施する例が見受けられます。本県でも、旧法下に多くの住民投票が行われ、その結果、13 法定合併協議会が合併に至らずに解散しました。

住民投票は、住民の意向を確認する一つ的手段ではありますが、間接民主制をとっている我が国の地方自治制度から見ても、その是非は一概には言えません。

また、市町村を取り巻く環境が刻々と変化していることを踏まえると、過去の住民投票で示された反対多数の意思が、将来に向けた新たな合併の検討までをも拘束するとは考えられません。

住民投票を実施するに当たっては、住民に対して、それぞれの市町村が置かれている状況等の客観的な情報を十分に提供した上で実施するなど、慎重な対応が必要です。

#### 資料 13 住民投票により解散に至った法定合併協議会

合併協議会名	住民投票の概要・結果
蓮田市・白岡町・菖蒲町合併協議会	1市2町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成17年1月30日）。蓮田市、菖蒲町において合併反対が多数。
狭山市・入間市合併協議会	狭山市において合併の是非を問う住民投票を実施（平成17年1月30日）。合併反対が多数。入間市において合併の是非を問う住民アンケートを実施（同日）。合併反対が多数。
北川辺町・大利根町・栗橋町合併協議会	大利根町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成16年9月26日）。合併反対が多数。
久喜市・幸手市・鷲宮町合併協議会	2市1町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成16年9月19日）。久喜市において合併反対が多数
加須市・騎西町合併協議会	1市1町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成16年8月22日）。加須市において合併反対が多数。
春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会	1市3町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成16年7月11日）。宮代町において合併反対が多数。
吉川市・松伏町合併協議会	1市1町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成16年7月11日）。松伏町において合併反対が多数。
比企地域3町3村合併協議会	滑川町において合併の枠組み及び是非を問う住民投票を実施（平成16年7月11日）。東松山市を含む比企広域での合併賛成が多数。
児玉地域合併協議会	美里町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成16年4月25日）。合併反対が多数

合併協議会名	住民投票の概要・結果
熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会	江南町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成 16 年 3 月 21 日）。合併反対が多数
秩父地域合併協議会	横瀬町と荒川村において合併の是非を問う住民投票を、小鹿野町において合併の枠組み及び是非を問う住民投票を実施（平成 16 年 3 月 21 日）。横瀬町において合併反対が多数、小鹿野町において両神村との合併賛成が多数。
富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会	2 市 2 町において合併の是非を問う住民投票を実施（平成 15 年 10 月 26 日）。三芳町において住民投票が成立し、合併反対が多数。
朝霞市・志木市・和光市・新座市合併協議会	4 市において合併の是非を問う住民投票を実施（平成 15 年 4 月 13 日）。和光市において合併反対が多数。

## (参考) 熊谷市と江南町の合併の経緯

旧江南町では、住民投票で反対多数となったにもかかわらず新法下で合併に至っています。

H15. 4. 1	<p>「熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会」設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 構成メンバー 4市町の長及び助役、議会議長及び議員、学識経験者 20名</li> <li>◎ 組織 幹事会（4市町の企画担当部課長）、専門部会（4市町の担当部課長）、分科会、事務局</li> </ul> <p>10回の協議会を開催</p>
H16. 3. 21	<p>江南町において合併の是非を問う住民投票実施</p> <p>実施主体：江南町</p> <p>対 象：永住外国人を含む18歳以上の住民(対象町民 9,996人)</p> <p>投票結果：投票者数 5,952人(投票率 59.54%) うち賛成 2,704票(45.4%) 反対 3,150票(52.9%) 無効 98票(1.7%)</p> <p>合併反対が多数を占めたため、協議会から離脱</p> <p>これを受け、H16. 5. 31「熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会」解散</p>
H16. 6. 1	<p>「熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会」設置</p>
H17. 1. 26	<p>住民団体「江南町が早期に熊谷市、大里町、妻沼町と合併することを求める住民の会」が早期合併を求める署名開始</p> <p>対象：永住外国人を含む18歳以上の住民(対象町民 10,087人)</p>
H17. 6. 7	<p>江南町長に署名提出</p> <p>署名結果：署名数 5,188人(対象町民の 51.4%)</p>
H17. 10. 1	<p>熊谷市、大里町及び妻沼町が合併</p>
H18. 1. 26	<p>江南町議会において「江南町が熊谷市と合併協議会を設置することを求める決議」が可決</p>
H18. 1. 30	<p>江南町長及び議会議長から熊谷市長及び議会議長への合併協議会設置の申入れ</p>
H18. 4. 1	<p>熊谷市・江南町合併協議会設置</p>
H18. 7. 13	<p>合併協定調印</p>
H18. 7. 27	<p>廃置分合申請</p>
H18. 10. 18	<p>廃置分合決定</p>
H18. 11. 10	<p>告示</p>
H19. 2. 13	<p>合併</p>

**Q14 法定合併協議会では、合併後の新市町のことをどこまで協議し、合併協定書に盛り込むことができるのですか？**

A 合併協定書の協定項目には、合併の方式や新市町の名称などからなる協定項目1、合併特例法の規定による特例の取扱いを定める協定項目2など、合併協議の段階で取扱いが定められたものと、実施時期を含めた具体的な取扱いについての調整を新市町に委ねたものに分類できます。

このように、必ずしも全ての項目について法定合併協議会で決定するという性質のものではありません。

どのような項目を新市町に委ねるのかについては、合併協議会により異なりますが、次のような例が見受けられます。

1 新市町運営の基礎をなすもの

例：各種計画の策定、慣行の取扱い 等

2 調整に時間を要するもの

例：使用料・手数料、国民健康保険、消防団 等

3 他の団体との協議を必要とするもの

例：各種団体等の統廃合、補助金・交付金の取扱い 等

(合併市町の合併協定書の記載内容については「資料編」第4章参照)

**資料 14 調整を新市町に委ねた例**

1 新市町運営の基礎をなすもの

合併協定項目	協定書に記載された例
一般職職員の身分の取扱い	「職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」
男女共同参画事業（女性政策事業）	「男女共同参画計画については、合併後新たに策定し、その事業の総合的な推進を図る。」
消防防災関係事業	「地域防災計画については、合併後2年を目途に策定する。それまでの間は、旧市町の計画により運用する。」
人権推進（同和対策）事業	「国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。」
保健・衛生・医療・健康づくり事業	「健康日本21地方計画については、合併後3年を目途に再編する。」
障害者福祉事業	「障害者福祉計画は、新市において新たに策定する。」
児童福祉・保育（子育て支援）事業	「次世代育成支援行動計画については、合併後速やかに再編する。」

合併協定項目	協定書に記載された例
清掃（ごみ収集運搬処理業務）事業・環境対策（衛生）事業の取扱い	<p>「環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。」</p> <p>「新市において、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を策定し、環境対策の充実を図る。」</p> <p>「ごみの収集方法（分別）及び収集回数については、処理施設の整備状況及び集積場の状況、収集方法の周知などの課題から、当面現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。」</p>
農業振興事業	<p>「農業振興地域整備計画は、現在の整備計画を新町に引き継ぎ、合併後新たな整備計画を策定する。」</p> <p>「森林整備計画については、現行計画を基に新市において新たに策定する。」</p> <p>「酪農・肉用牛生産近代化計画・飼料増産推進計画は、現行計画を基に新町において策定する。」</p>
都市計画事業	<p>「都市計画マスタープラン・緑の基本計画については、新市において新計画を策定する。」</p>
上下水道事業	<p>「水道料金（賦課徴収を含む）及び水道加入金については、合併後3年以内に新市水道事業計画を作成し統一する。」</p> <p>「公共下水道基本計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に新公共下水道基本計画を策定する。」</p> <p>「農業集落排水事業計画については、現計画を新町に引き継ぎ、合併後速やかに新計画を策定する。」</p>
学校教育事業・教育制度	<p>「学校の施設整備計画については、新市において策定される総合振興計画に基づき、学校施設整備計画を速やかに策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。」</p>
社会教育（生涯学習）・保健体育・文化財保護・文化振興事業	<p>「スポーツ振興計画については、新市において新たにスポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツの推進を図る。」</p> <p>「生涯学習計画については、新市において新たに策定する。」</p>
慣行の取扱い	<p>「市章、市民憲章、市の花・木・鳥については、新市において定める。」</p> <p>「表彰制度については、新市において再編する。ただし、現在の名誉市民、名誉町民は、新市に引き継ぐものとする。」</p> <p>「都市宣言、友好都市については、原則として現行のとおり存続するが、新市においてこれまでの経緯、提携先及び関係団体の意向を踏まえ調整する。」</p>

## 2 調整に時間を要するもの

合併協定項目	協定書に記載された例
使用料、手数料の取扱い	「文化・コミュニティ施設及び福祉施設の使用料は、当面現行のとおりとし、新市において類似する施設の料金や減免基準等について、随時調整を図る。」
国民健康保険事業の取扱い	「国民健康保険税の税率・限度額は、合併後5年以内を目途に新市の税率に調整する。なお、納税者の急激な負担増加にならないように賦課方式の変更も含め調整する。」
消防団（消防業務）の取扱い	「消防団については、新町における消防活動に支障をきたさないよう地域性を考慮し、2年をめどに再編を行う。」
交通対策（関係）事業	「庄和町の循環バスについては現行のとおり存続する。なお、合併後、1年を目標に春日部市を含めた新市全域を運行する新たなバス事業の実施を目指す。」
高齢者福祉事業	「長寿祝金支給事業については、段階的に調整を図り、5年後秩父市の例により統一する。」
	「福祉施設送迎バス運行事業については、合併後2年を目途に再編する。」
	「敬老会については、合併後に再編する。」
児童福祉・保育（子育て支援）事業	「学童保育事業及び保育料については、合併後3年を目途に再編する。」
清掃（ごみ収集運搬処理業務）事業・環境対策（衛生）事業の取扱い	「ごみの収集方法・収集体制について、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途として調整する。」
学校教育事業・教育制度	「学校給食事業については、合併後5年を目途に再編する。」
	「小・中学校の通学区域については、当面は現行のとおりとする。ただし、旧市・町境の地域については、弾力的な運用に努めるとともに、地域の実情、児童・生徒数等の動向を踏まえ、新市において速やかに見直しを行う。」

## 3 他の団体との協議を必要とするもの

合併協定項目	協定書に記載された例
公共的団体等の取扱い	「1市2町で共通している団体で、合併時に統合又は再編が困難な場合は、合併後速やかに、統合又は再編できるよう調整するものとする。」
	「1市1町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目途に統合するよう調整に努める。」
商工（産業）・観光（振興）関係事業	「商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。」
補助金・交付金等の取扱い	<p>「補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し、新市において見直しを行い、次の区分に応じて調整する。</p> <p>(1) 2自治体で同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 2自治体でそれぞれ独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整する。」</p>

## (参考) 事務事業の調整方針

児玉地域合併協議会（本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町 平成16年6月21日解散）では、新市において当面どのように事務事業を行っていくかを明らかにするため、「行政制度の調整方針」を策定しました。その中で、事務事業を次の5つに分類することとしました。

### (1) 現行のとおりとする。

6市町村で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項をいう。

例. 6市町村で同一であるため、現行どおり新市に引き継ぐ。

### (2) 合併時に統合する。

6市町村で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町村で制度がないため調整が必要な事項で、いずれかの市町村の例に倣い新市発足の日から施行する事項をいう。

例. ○○（市・町・村）の例により、合併時まで調整する。

### (3) 合併後に統合する。

6市町村で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町村で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は、旧市町村の制度をそのまま適用し、できるだけ速やかに統合（策定）する事項をいう。

例. ○○（市・町・村）の例により、合併後速やかに調整する。

新市において策定する。

### (4) 合併時に廃止する。

6市町村で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町村で制度がないため、調整が必要な事項であるが、新市発足の日の前日までに廃止する事項をいう。

社会情勢の変化により、制度の必要がなくなり、廃止することが適当な事項に用いることとする。

例. 合併時に廃止する。

### (5) 合併後に廃止する。

6市町村で制度はあるが内容に相違がある、あるいは、いずれかの市町村で制度がないため調整が必要な事項であるが、新市発足の日から当分の間は、旧市町村の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項をいう。

例. 合併後に廃止する。